

第11回生産物分類策定研究会 議事概要

1 日 時 平成30年4月24日（火）10：00～11：55

2 場 所 経済産業省別館114各省庁共用会議室

3 出席者

（構成員）宮川座長、牧野構成員、居城構成員 ※菅構成員、中村審議協力者は欠席

（オブザーバー）内閣府（経済社会総合研究所）、総務省（統計局）、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、日本銀行 ※金融庁は欠席
（事務局）総務省（政策統括官室）

4 議 題

1 個別分野の検討について

（1）本社及び持株会社のサービスの取扱いについて（案）

2 研究会における議論等を踏まえた修正等について

（1）第8回研究会（L 学術研究，専門・技術サービス業（第2回））

（2）第8回研究会（M 宿泊業，飲食サービス業）

5 概 要

事務局から、資料に基づき、生産物分類における「本社及び持株会社のサービスの取扱いについて」の検討案の説明があった。また、第8回研究会における議論等を踏まえた修正等（L 学術研究，専門・技術サービス業（第2回）、M 宿泊業，飲食サービス業）について説明があった。主な意見等は以下のとおり。

（本社及び持株会社のサービスの取扱いについて）

- 本社サービスは理想的には、アウトソーシングできる「付随的活動」を除外し管理統括活動に限定した方がよい。
- 本社サービスの対象範囲について、統計調査において「管理統括活動」と「付随的活動」を区分することが難しく、また、本社サービスとアウトソーシングには代替性があると考えられることから、事務局案のとおり「管理統括活動」と「付随的活動」を含むものとするかどうか。
- 本社サービスは、本社事業所のほか、地域本社や支店、工場の管理部門などでも提供されていると考えられ、一方で、単独事業所企業の活動もある。生産物分類における本社サービスが想定している事業所の対象範囲はどのようなものか。
→ ご指摘のとおり、地域本社や支店、工場の管理部門でも本社サービスに相当するものは生産されており、単独事業所企業のような小規模企業でも管理部門は存在するが、生産物分類における本社サービスは、複数事業所企業の本社に限定をしている。つまり、JSIC の「主として管理事務を行う本社等」のほか、JSIC では各事業活動に対応して格付けられている、直接的な事業活動もあわせて行っている複数事業所企業の本社を想定しているが、地域本社や支

店、工場の管理部門等までは想定していない。

- 本社以外の地域本社や支店、工場等において、そもそも費用として計上される本社サービスが現実存在するのか、何か情報はあるのか。
 - 具体的な情報は持ち合わせていないが、産業連関表における企業の管理活動等に関する調査では、地域本社や支店等における管理活動は対象外とし、本社における管理活動のみを推計している。
- 受取配当金のような「生産」には含まれないものでも、SNA の範囲内といった一定の線引きをした上で、「準生産物」として設定してもよいのではないか。
- 受取配当金については、どこかで定義する必要はあるが、SNA ではサービスの対価ではないとみなしているため、生産物としては切り離して定義すべきではないか。また、配当金を生産物に含めることになると、利子はどうするのかなど、検討すべきものが更に広がる恐れがある。
 - 概念としてはご指摘のとおりと考えるものの、資料にある統計のとおり持株会社の収入はほとんどが受取配当金であり、子会社の経営・管理を行っている対価という面もあり、通常の意味での受取配当金とは違うとも考えられるのではないか。
 - 持株会社の受取配当金は、損益計算書上、営業収益に位置付けられているのではないか。
 - 受取配当金については、生産物分類において何らかの形で位置付ける方向で、「J 金融業、保険業」の議論も踏まえて、引き続き検討することとする。
- 持株会社のグループ運営サービスとフランチャイズ本部のサービスは、別の生産物としてもよいのではないか。
- フランチャイズ本部が提供するサービスは、加盟店との間のサービスであり、持株会社が提供するサービスとは異なると思われ、フランチャイズ本部と持株会社のサービスは区分すべきである。
- 事務局の資料では、「フランチャイズ本部のサービスと持株会社のグループ運営サービスに用途の違いはない」をあるが、なぜそのように考えたのか。
 - 持株会社がフランチャイズサービスを提供しているケースがあり、そのような場合には両者を区分して計上することは難しいと考えているが、実態については、さらにヒアリング等を行い確認したい。
 - 引き続きヒアリング等により情報収集し、可能であれば、フランチャイズサービスを産業間で統一的に把握できるような分類とする方向で検討することとする。
- CPC と NAPCS で大きな違いはないとの海外有識者の認識もあり、大局的に見て国際分類がどのような方向性で分類されているのかという視点で議論すべき。

(第 8 回研究会における議論等を踏まえた修正等)

(学術研究、専門・技術サービス業 (第 2 回))

- その他の専門サービスの最下層のひとつとして設定される「知的財産権及びその他の権利の取引サービス」のうち知的財産権の販売 (転売) については、前回の研究会における議論で、生産物の対象外と整理された知的財産の譲渡 (見込生産) と区分して把握することは難しいと思われる。
 - ご指摘のとおり、生産物分類の定義では、仲介サービスに係る手数料やマージンが生産物の対象となるが、さきほどの受取配当金の議論でもあったが、基礎統計で把握する必要がある

事項を、生産物分類上どのように扱うかについては、引き続き検討したい。

- 「建設コンサルタントサービス」及び「建築設計サービス」の名称については、所管部局にも確認し、必要に応じて、名称変更等について、事務局及び座長に相談させていただきたい。
- 土木建築サービス業及び写真業の生産物に、「知的財産権の使用許諾サービス」が設定されているが、この元となる知的財産のオリジナルは設定する必要はないのか。
 - 土木建築サービス業については、特に、地図情報や地理情報が知的財産のオリジナルに相当するので追加する方向で検討したい。また、写真業における知的財産関連生産物については、実情を把握した上で、検討したい。
- 「地図・地理情報作成・提供サービス」については、「・」が2つあり、どこに「・」がかかるのか分かりにくいので、後ろの「・」を「及び」にするなど修正すべきではないか。
 - 名称変更を検討する。

(宿泊・飲食サービス業)

- 「旅館・ホテル宿泊サービス（宿泊料金に夕食・朝食を含むもの）」において、「夕食・朝食」は「又は」の意味か「及び」の意味か。
 - 「及び」の意味であり、朝食や軽食のみの場合は「主としてルームチャージのみで販売するもの」に含まれる。「・」については「及び」に置き換えるなどの修正を行いたい。
- 宿泊業の副業の生産物として「会議室等賃貸サービス」があるが、宿泊業では「宴会場」等の賃貸サービスも含まれると考えられ、「会議室等賃貸サービス」という名称は、宿泊業の回答者には分かりにくいのではないか。
 - 宿泊業者にも分かりやすい名称に修正するかどうか、不動産業の生産物分類修正案の検討とあわせて検討したい。

(以上)